

• 100 • 中国文哲

三

三

68

06

建設工事受注動態統計調査について



調査概要

利活用例

○調査内容

建設業者の建設工事受注動向及び公共機関・民間等からの受注工事の詳細を把握

・政府月例経済報告の基礎資料

・建設総合統計（国土交通省）の推計の基礎資料

→GDP算定の基礎資料として活用

○調査時期

毎月

○調査対象

- 甲調査：建設工事施工統計調査において完工高が1億円以上の業者から抽出した約12,000業者
- 乙調査：大手49業者（甲調査の対象にも含まれる）

○調査方法：郵送・オンライン

（調査経路）

- 甲調査
国土交通省－都道府県（－調査員）－報告者
- 乙調査：国土交通省－報告者

1

統計問題を受けた会計検査院の特別検査対応



これまでの経緯

- 毎月勤労統計問題を受けて、令和元年度の常会参・決算委において、国会法第105条に基づき、会計検査院による政府統計への特別検査を行うよう決議。
- これを受けて、会計検査院が統計を所管する省庁を対象に、令和元年から2年間にわたり、実地・書面両方で検査を実施。
- 令和3年9月1日に結果が公表された。



検査院の指摘の概要

- 「建設工事受注動態統計調査」について、国土交通省は、各建設会社等から提出される調査票の集計を行う自治体に対し、以下の様な指示をしていたことが分かった。
→建設会社等が自治体に対し、提出期限が過ぎた過去の月の分の調査票を提出した場合、過去の月の分の受注実績等を、提出された月の受注実績等に足し上げて（過去の月は受注実績なしの扱いにして）国交省に提出すること。
(例:事業者から自治体に8月と併せて6月、7月の調査票が遅れて提出された場合、6月、7月の実績を8月に足し上げて(6月、7月は受注ゼロの扱いにして)自治体から国交省に報告)
- このように過去の分も合算して一月分の調査結果とする集計方法では、実態を示すことができないことから、作成される調査結果は精度が低いものになっていると思料された。
- 令和元年12月分の集計以降、国交省はこうした指示を改め、過去の月の分の調査票が提出された場合は合算せずそのまま国交省に提出するよう都道府県に対して指示。また、令和3年4月分の集計以降は、過去の月の受注実績を当該月の受注実績に含めずに集計。

2

検査院、二重計上指摘せず 国交省書き換え把握の上国会報告なし

国土交通省による建設業基幹統計の書き換え問題では、会計検査院が、受注実績の二重計上や国交省職員の書き換えも調査で把握していたが、9月に提出した国会への報告書では指摘しなかった。検査院は、統計への影響が判断できなか

つた」となじを理由としている。

この統計は「建設工事受注動態統計」。検査院は厚生労働省の「毎月勤労統計」の不正を受けて、2019年6月から政府統計を調べるなかで、国交省による都道府県への書き換え指示や二重計上を把握した。

検査院から指摘を受けた同省は20年1月、都道府県に書き換え作業をやめるよう指示したが、今年3月までは本省職員が書き換え作業をしていた。

こうした一連の事実を、検査院は調査などから確認。検査院によると、同省から「書き換えをやめ、総務省と協議して調査方法の見直しを検討している」との説明を受け、推移を見守った。今年4月以降は本省での書き換えをやめたことについても、国交省から報告を受けていたという。

検査院が9月に国会に提出した報告書では、①19年12月分以降は書き換えをやめるよう、国交省が都道府県に指示②21年4月分以降

は書き換えをせずに集計」と記載。ただ、国交省職員の書き換えや二重計上については指摘しなかった。

検査院は取材に「①と②をしっかり書き分けたことで、国交省が書き換えを続けた経緯を行間に書き込んで、二重計上については「どれだけ統計に影響があるか判断がつかず、国交省の対応を待つしかなかった」とした。検査院は調査で法令違反などを見つけた場合、「不当事項」として指摘することもあるが、今回は行わ

った」となじを理由としている。

この統計は「建設工事受注動態統計」。検査院は厚生労働省の「毎月勤労統計」の不正を受けて、2019年6月から政府統計を調べるなかで、国交省による都道府県への書き換え指示や二重計上を把握した。

検査院は調査で法令違反などを見つけた場合、「不当事項」として指摘することもあるが、今回は行わ

なかつた。検査院は「国交省から改善したと説明があつたため、指摘はしなかつた」とした。検査院関係者は「説明不足との批判はあるかもしれないが、会計上の不正は見つかっていないので、確実な事実のみを記載した」と話した。

検査院で省庁の検査を担当部門の元局長の有川博・日大客員教授は「二重計上こそまさに問題の中心。検査院が把握したのであれば、報告書に書き込むべきだった」と指摘。憲法は、国の収入支出の決算を検査院が全て調査すると定めるが、「会計経理の問題から一歩進んで、行政目的が達成できたかどうかまで踏み込む」とが、検査院の本来の役割だ」と批判した。

(後藤達太、浦野直樹)

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2020年1月8日水曜日 9:41
C C: [REDACTED]
件名: 【依頼】建設工事受注動態統計調査 12月分調査票について

建設工事受注動態統計調査 ご担当者さま

おはようございます。大変お世話になっております。
少し遅くなりましたが、本年もどうぞよろしくお願いします。

さて早速本題ですが、建設工事受注動態統計調査の調査票について、
今月回収の12月分より以下のとおり国交省あて提出願います。

◆複数枚提出の場合

- ①調査票表面受注高は1枚目に合算しない
- ②業者ごとに重ね、1枚目を当月分とする

追ってお電話させていただきますので、よろしくお願いします。

♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥-----
国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室
建設統計係長 [REDACTED]
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
TEL: 03-5253-8111 (内線 [REDACTED])
FAX: 03-5253-1566
MAIL: [REDACTED]
----- ♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥

そこで、同省を通じて、過去分の調査票の提出状況を確認したところ、元年5月分から2年3月分までの調査対象数延べ85,093者のうち9,540者（11.2%）については、過去分の調査票の情報を提出時点における調査周期の調査票の情報に含めて提出されていたことが判明した。

このように、調査計画に定められている調査周期と異なる調査周期の調査票の情報を提出時点の調査票の情報に合算して同じ調査周期の調査結果とする集計方法では、実態を示すことができないことから、作成される調査結果は精度が低いものになっていると思料された。

なお、元年12月分の集計以降、同省は、前記の指示を改めて、過去分の調査票を別途提出するように都道府県に対して指示していた。そして、同省は、統計の品質向上の観点から、過去分の調査票について関係機関と集計方法等の見直しを検討して、3年4月分の集計以降、都道府県から別途提出を受けた過去分の調査票について提出時点の調査周期の調査票の情報に含めずに集計している。

(イ) 調査計画に定められていない郵送により調査票の提出を受けるなどしていたもの

a 調査計画に定められていない郵送により調査票の提出を受けるなどしていたもの

第1の3(2)エのとおり、「賃金構造基本統計調査において、調査員調査により実施するとしている配布・回収とも郵送調査により実施していたこと等について」によれば、賃金構造調査において、調査計画では調査員調査と定められているのに郵送調査を実施していたとされている。また、31年の一斉点検では、賃金構造調査のほか、厚生労働省所管の港湾運送事業雇用実態調査（一般統計調査）においても、調査計画と異なる調査方法により調査票を配布して回収していたことが報告されている。

そこで、これら以外にも調査計画に定められた調査方法と各統計調査の実態との整合性が取れていないのに、31年の一斉点検において報告されていないものがないかなどについて11都道府県等において検査したところ、図表2-2-13のとおり、4府省が所管する8統計調査を実施した全ての年度において、調査計画では調査票の提出方法として郵送が定められていないにもかかわらず、調査対象者の要望があった場合等に郵送により調査票の提出を受けるなどしている状